八丈町農業委員会

第1回総会議事録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。 (発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。

令和3年4月23日(金)

八丈町役場大会議室

1. 開催日時:令和3年4月23日(金) 9:00~10:30

2. 場 所:八丈町役場大会議室

3. 農業委員出席: 13名

会長	1 4	沖山 慶孝	委員	6	浅沼 實
会長職務代理者	1 3	浅沼 博之	"	7	菊池 家司
委員	1	磯崎 正	"	8	大澤 正雄
"	2	伊勢﨑 武二	"	9	菊池 勝男
"	3	菊池 國仁 (欠席)	"	1 0	奥山 完己
"	4	菊池 寛	"	1 1	青木 保憲
"	5	磯崎 典雄	"	1 2	沖山 宗春

4. 農業委員欠席: 1名

5. 農地利用最適化推進委員出席: 6名

委員	1	菊池 睦男	委員	5	浅沼 隆章
"	2	加藤 純生	"	6	欠員
"	3	笹本 守彦	"	7	奥山 利平
<i>''</i>	4	西條 忍			

6. 農地利用最適化推進委員欠席: 0名

7. 会議録署名委員の指名: 5番 磯崎 典雄委員、6番 浅沼 實委員

8. 議事

会議日程

- 1) 会長活動報告
- 2) 事務局長活動報告
- 3) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 4) 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権設定)
- 5) 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について (所有権移転)
- 6) 議案第4号 非農地証明交付申請について
- 7) 議案第5号 令和3年度八丈町農業委員会活動目標の決定について
- 9. 出席事務局職員:事務局長 高野 秀男、事務局次長 廣瀬 悠志、事務局 笹本 大祐、

事務局 篠﨑 京平、坂井 俊介、笠井 貴夫、小宮山 優

10. 農業委員会等に関する法律第39条による出席者:3名

八丈支庁産業課農務担当 課長代理 河村 徹 島しょ農林水産総合センター園芸振興係 課長代理 菊池 知古 島しょ農林水産総合センター 主任普及指導員 平塚 徹也

11. 傍聴人: 1名

[会議内容]

議長 それでは時間となりましたので第1回総会を開催いたします。 まずはじめに、今年度より関係機関に新しく配属となった職員の自己紹介をいたします。

<<産業課観光課産業係 小宮山主事 自己紹介>>

<<八丈支庁産業課農務担当 河村課長代理 自己紹介>>

<<農林水産総合センター園芸振興課 菊池課長代理・平塚主任普及指導員 自己紹介>>

今月も推進委員を加えた形での通常どおりの開催となります。

本日の会議録署名委員ですが、5番委員・6番委員お願いします。

次に会長活動報告を行います。

会長 〈会長活動報告〉

議長 次に事務局長活動報告をお願いします。

事務局長 〈事務局長活動報告〉

議長 それでは議案に移って参ります。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について

農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和3年4月23日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝

番号1 農地の所在 大字●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振内、

面積 1,450㎡、権利種別 3条有償移転

譲渡人 ●●●●

譲渡人は自身が健康上の理由により、耕作する見込みがない状況である為、農地を譲り渡す。

譲受人 ●●●●

譲受人は申請地を譲り受け、農地として有効利用していく。

作付予定作物 ロベレニー

続いて、番号2 農地の所在 大字●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振内、 面積 941㎡ 権利種別 3条無償移転

譲渡人 ●●●●

譲渡人は自身が島外におり、耕作する見込みがない状況である為、農地を譲り渡す。

譲受人 ●●●●

譲受人は申請地を譲り受け、農地として有効利用していく。

作付予定作物 ケンチャヤシ

続いて番号1農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号1農地の対象地域広域図をご 覧ください。

【番号1農地説明】

続いて番号2農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号2農地の対象地域広域図をご 覧ください。

【番号2農地説明】

最後に許可要件について説明します。

番号1の●●●●さんについては、現在再任用職員として勤務しておりますが、休日や空いた時間を利用して奥様と一緒にロベレニーを栽培していく計画となっており、●●●●さん、奥様ともにロベ切りの経験もあるとの事ですので、全部効率利用・常時従事については問題ありません。農地については、すでにロベが植えられている状態となっております。

下限面積については、経営面積が19.33アールと1アールを超えているため問題ありません。

地域との調和については、周囲の方と話をし、調和した農業をやっていきたいということです。 続いて、番号2の●●●●さんについては、先月総会の議案でも説明したとおり、高齢ではあ りますが農業を営んでおり、奥様も一緒に農業を営む計画ですので、全部効率利用・常時従事 については問題ありません。農地については、ケンチャヤシがすでに植えられており、農地取 得後は奥様と一緒に継続して栽培するとの事です。

下限面積については、経営面積が18.06アールと1アールを超えているため問題ありません。

地域との調和については、周囲の方と話をし、調和した農業をやっていきたいということです。

議長 説明が終わりました。担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思います。 番号1農地について、3番推進委員お願いします。

- 推委3番 現地を確認したところ、4段の畑になっていて下2段はロベネット施設が整備されています。 すでにロベも植えられており、問題ないかと思われます。よろしくお願いします。
 - 議長 続いて、番号1農地について、2番委員お願いします。
- 農委2番 推進委員からの説明どおり、すでに農地には口べが植えられております。譲渡人の●●●●さんは体調不良により規模縮小の意向があるとのことですので、問題ないと思われます。よろしくお願いします。
 - 議長 続いて、番号2農地について、4番推進委員お願いします。
- 推委4番 現地を確認しましたが、事務局の説明どおり問題ないと思われます。よろしくお願いします。
 - 議長 続いて、番号2農地について、7番委員お願いします。
- 農委7番 事務局からの説明のとおり、農地取得後は奥様と一緒に耕作していくということで、問題ない と思われます。よろしくお願いします。
 - 議長 担当地区の農業委員、推進委員から意見を聞きましたが、他に質問や意見等はございますか。 …無いようでしたら第1号議案を許可相当と決するにご異議ございませんか。 《異議なしの声多数》
 - 議長 異議なしと認め、議案第1号については許可することと決しました。
 - 議長 続いて、議案第2号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について (利用権設定)を上程いたします。事務局説明願います。
 - 事務局 議案第2号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について 農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意 見を求める。

令和3年4月23日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山慶孝

番号1① 農地の所在 大字●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振外、 面積 677㎡

続いて番号 1 ② 農地の所在 大字●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振外、 面積 6 8 7 ㎡、2 筆合計で 1, 3 6 4 ㎡、内容は新規となります。

利用権を設定する者 ●●●●

利用権設定を受ける者 ●●●●

利用目的 パッション・唐辛子、期間 10年間、賃借料は80.00円となります。

続いて番号 2 ① ~ ⑥農地についてですが、これまでは一括で利用権設定をしていましたが、個別に利用権を結ぶことになりましたので、更新ではなく、新規の利用権締結といたしました。

番号2① 農地の所在 大字●●●番、登記 山林、現況 畑、農振区分 農用内、 面積 21,821㎡の内、3,023㎡、内容は新規となります。

利用権を設定する者 ●●●●

利用権設定を受ける者 ●●●●

利用目的 ルスカス、期間 10年間、賃借料は272,000円となります。

続いて、番号2②ですが、②以降⑥まで農地の所在、登記、現況、農振区分、利用権を設定する者は①と同じ内容となります。②以降については、農地の面積、利用権設定を受ける者、利用目的、賃借料の項目に絞ってご説明いたします。

番号2②は、農地の面積21,821㎡の内、3,023㎡

利用権設定を受ける者 ●●●●

利用目的 ルスカス、期間 10年間、賃借料は272,000円となります。

続いて、番号2③ 農地の面積21,821㎡の内、3,023㎡

利用権設定を受ける者 ●●●●

利用目的 ルスカス、期間 10年間、賃借料は272,000円となります。

続いて、番号24 農地の面積21,821㎡の内、1,223㎡

利用権設定を受ける者 ●●●●

利用目的 鉢物、期間 10年間、賃借料は110,000円となります。

続いて、番号25 農地の面積21,821㎡の内、1,223㎡

利用権設定を受ける者 ●●●●

利用目的 ムラサキオモト、期間 10年間、賃借料は110,000円となります。

続いて、番号26 農地の面積21,821㎡の内、1,823㎡

利用権設定を受ける者 ●●●●

利用目的 リキュウソウ、期間 10年間、賃借料は164,000円となります。

続いて番号 1 ①・②農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号 1 農地の対象地域広域 図をご覧ください。

【番号 1 ① · ②農地説明】

続いて番号2①~⑥農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号2農地の対象地域広域 図をご覧ください。

【番号2①~⑥農地説明】

最後に確認事項ですが、番号 1 ①②の●●●●さんについては、全部効率利用、常時従事については認定農業者ですので、問題ありません。

この農地は、パッション・唐辛子を栽培する計画となっております。

番号2①の●●●●さんについては、全部効率利用、常時従事については認定農業者ですので問題ありません。農地については、すでにハウス内にルスカスが植えられており、今後も継続して栽培する計画となっております。

番号2②の●●●●さんについては、全部効率利用、常時従事については認定農業者ですので問題ありません。農地については、すでにハウス内にルスカスが植えられており、今後も継続して栽培する計画となっております。

番号2③の●●●●さんについては、全部効率利用、常時従事については認定農業者ですので問題ありません。農地については、すでにハウス内にルスカスが植えられており、今後も継続して栽培する計画となっております。

番号2④の●●●●さんについては、全部効率利用、常時従事については認定農業者ですので問題ありません。農地については、鉢物を栽培しており、今後も継続して栽培する計画となっております。

番号2⑤の●●●●さんについては、全部効率利用、常時従事については認定農業者ですので問題ありません。農地については、ムラサキオモトを栽培しており、今後も継続して栽培する計画となっております。

番号2⑤の●●●●さんについては、全部効率利用、常時従事については認定農業者ですので問題ありません。農地については、リキュウソウを栽培しており、今後も継続して栽培する計画となっております。

- 議長 説明が終わりました。担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思いますが、 本件に直接関係いたします委員がおりますので、関係者となる委員は一度議場を退出願います。 【委員1名退出】
- 議長 それでは、番号1農地について、7番推進委員お願いします。
- 推委7番 現地を確認したところ、農地もきれいに整備されており、パッションや唐辛子を栽培していく との事で問題ないと思われます。よろしくお願いします。
 - 議長 続いて、番号1農地について、5番委員お願いします。
- 農委5番 7番推進委員が説明したとおり、農地もきれいな状態ですので問題ないかと思われます。よろ

しくお願いします。

議長 続いて、番号2農地について、1番推進委員お願いします。

推委1番 継続ということで事務局の説明どおり、問題ないかと思われます。よろしくお願いします。

議長 続いて、番号2農地について、9番委員お願いします。

農委9番 事務局、推進委員からも説明があったように、継続とうことで、それぞれの方が施設を整備し 適切に利用しておりますので問題ないかと思われます。よろしくお願いします。

議長 担当地区の農業委員、推進委員から意見を聞きましたが、他に質問や意見等はございますか。 …無いようでしたら第2号議案を許可相当と決するにご異議ございませんか。 《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第2号については許可することと決しました。 事務局は退出された委員に、自席に戻っていただくよう連絡お願いします。

議長 続いて、議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について (所有権移転)を上程いたします。事務局説明願います。

事務局 議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(所有権移転) 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定につい て意見を求める。

令和3年4月23日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝

番号 1 農地の所在 大字●●●番、登記 山林、現況 畑、農振区分 農用内 面積 4.768㎡

所有権を移転する者 公益財団法人 東京都農林水産振興財団

所有権の移転を受ける者 ●●●●

利用目的 アシタバ、売買価格 5,341,500円、移転の時期 令和3年5月1日 支払方法 口座振込、支払期限 令和3年3月29日

続いて番号1農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号1農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号1農地説明】

番号1農地は、平成26年3月に東京都農林水産振興財団と●●●●さんとの間で農用地等割 賦売買契約書を締結しました。農地代金の支払いが完了したため、今回所有権を移転すること になりました。農地については、明日葉を土地購入後も引き続き継続して栽培する計画となっております。

議長 説明が終わりました。担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思います。 番号1農地について、4番推進委員お願いします。

推委4番 農地については継続的に明日葉を栽培していくとの事で問題ないかと思われますので、よろしくお願いします。

議長 続いて、番号1農地について、8番委員お願いします。

農委8番 現地を確認したところ、●●●●さん本人にも会って話を聞き、今後明日葉を栽培していくと の意欲もありましたので、問題ないかと思われます。よろしくお願いします。

議長 担当地区の農業委員、推進委員から意見を聞きましたが、他に質問や意見等はございますか。 …無いようでしたら第3号議案を許可相当と決するにご異議ございませんか。 《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第3号については許可することと決しました。

議長 続いて、議案第4号非農地証明交付申請についてを上程いたします。事務局説明願います。

事務局 議案第4号非農地証明交付申請について

下記の所有者より非農地証明願出がありましたので、意見を求める。 令和3年4月23日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝

農地の所在 大字●●●番、登記 畑、現況 宅地、農振区分 農用外、面積 231㎡、 内容といたしましては非農地証明願出の提出によるものとなります。

所有者氏名 ●●●●

非農地の事由としましては、対象地へ昭和52年に建物を建築してしまい、土地の評価は現況「宅地」扱いで、転用許可しないまま、現在に至っており、農地としての役割を20年以上果たしていない。周辺農地についても、集約しづらい位置にある。

続いて番号1農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号1農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号1農地説明】

今回の農地については、農業委員及び推進委員・事務局で現地調査を行いました。先ほど説明でも述べたとおり、既に建物が建築されており、農地としての利用は困難な状況でありました

ので、非農地証明を許可しても問題はないと事務局としては考えております。 ご意見をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思います。 4番推進委員お願いします。

推委4番 事務局から説明があったとおり、現地を確認したところ、既に建物が建っており、農地として の利用は難しいと思いますので、本件許可をいただけるようお願いします。

議長 続いて、7番委員お願いします。

農委7番 現地を確認しましたが、農地としての利用は困難な為、非農地としての許可をいただけるよう お願いします。

議長 担当地区の農業委員、推進委員から意見を聞きましたが、他に質問や意見等はございますか。 …無いようでしたら第4号議案を許可相当と決するにご異議ございませんか。 《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第4号については許可することと決しました。

議長 続いて、議案第5号令和3年度八丈町農業委員会活動目標の決定についてを上程いたします。 事務局説明願います。

事務局 議案第5号令和3年度八丈町農業委員会活動目標について、上記議案を提出する。

令和3年4月23日 八丈町農業委員会 会長 沖山慶孝

別紙のとおり、本件については、令和3年度八丈町農業委員会の活動目標とするために提出する。

資料1ページ目のの令和3年度八丈町農業委員会活動目標(案)をご覧ください。

例年設定いたしております農業委員会活動目標について、本年も目標案を作成させていただきました。目標設定するにあたり、大元のガイドラインとなるのが、2ペーから6ページにあります東京都農業会議がとりまとめた、令和3年度農業委員会活動推進要領および農業委員会活動の積極的推進に関する決議となります。

この推進要領にのっとった活動目標の設定が望ましいものと見込まれますので、八丈町農業委員会活動そのものが推進要領にのっとっているものであることをご承知いただければと思います。

それでは活動目標案について説明いたしますので、1ページ目にお戻りください。

令和3年度八丈町農業委員会活動目標(案)

重点目標1、農地パトロールを積極的に実施し、農地の利用促進を図る。

具体的な内容については、①~③のとおり、農地パトロールの実施や農地流動化の促進、各種

制度の周知推進になります。

主担当委員は農地流動化担当になります。

続いて重点目標2、共撰共販体制の確立。具体的な内容については、①~③のとおり現状の共 撰共販体制の利点・問題点の確認やそれらを踏まえての農協への共撰共販体制改善の提案、共 撰共販促進に向けたPRとなります。主担当委員は共撰担当になります。

重点目標3、担い手確保にむけて、指導等に積極的に協力するのとともに地域農業の理解を深める活動を行う。

具体的な内容については、①~⑥のとおり、研修センターへの協力、担い手との情報交換、就 農希望者の受入れ、簿記管理等担い手への経営指導、田植えイベント、学校教育への協力、農 業者年金への加入促進となり、主担当委員は担い手担当、農業者年金担当になります。

重点目標4、農業委員会組織として、的確な情報収集と把握及び整理を行い、必要に応じて行政機関に意見を述べる。具体的な内容については①~③のとおり、座談会の内容等の検討及び開催、意向調査回答の意向(意見)の収集分析、関係行政機関等への意見の提出となり、主担当委員は座談会担当になります。

重点目標5、農業・農地の諸制度および情勢等の的確な情報提供・発信を行う。具体的な内容については①~③のとおり農業委員会だより、農業委員会ホームページの編集、収入保険制度など農業経営支援制度の周知となり、主担当委員は農業委員会だより編集担当になります。 重点目標6、新品種の産地化にむけて、情報収集と各農家への情報提供に努める。具体的な内容については①、②のとおり先進地視察を実施し各農家へ情報提供する、新種苗の研究を各機関に要請・協力するとなり、主担当委員は視察担当になります。

新型コロナウイルス感染症拡大がまだ終息を迎えていないこともありますので、人が密になる恐れのある「座談会」、「先進地視察」におきましては、今後の状況も踏まえながら、検討していきたいと思います。

事務局からの説明は以上となりますので、ご意見・ご審議の程、お願いいたします。

議長 説明が終わりました。本件についてご質問ご意見などございますか。

…無いようでしたら第5号議案を原案どおり決定することにご異議ございますか。 《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第5号については原案どおり決定することに決します。